

の独立自活に必要な助言及び指導のほか、利用者に対する食事の提供等の入所者が日常生活を営む上で必要な業務を行わなければならない。

(生活指導)

第五十九条 指定知的障害者通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活を行うために必要な生活指導に努めなければならない。

(健康管理)

第六十条 指定知的障害者通勤寮は、常に利用者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない。

(運営規程)

第六十一条 指定知的障害者通勤寮は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

配慮して、施設支援計画に基づき入所者の独立自活に必要な助言及び指導のほか、利用者に対する食事の提供の実施等の入所者が日常生活を営む上で必要な業務を行うとともに、業務を行うに当たっては、入所者の意向等を十分に尊重するよう努めること。

3 生活指導 (基準第59条)

指定知的障害者通勤寮は、入所者が地域において自立して社会経済活動に参加することを促進する観点から、施設支援計画に基づき対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活に必要な生活指導を日常生活のあらゆる機会を捉えて行うことを規定したものである。

4 健康管理 (基準第60条)

指定知的障害者通勤寮は、常に利用者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならないこととしたものである。

5 運営規程 (基準第61条)

基準第61条は、指定知的障害者通勤寮の適正な運営及び入所者に対する適切な指定施設支援の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定知的障害者通勤寮ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(1) 入所定員 (第3号)

入所定員は、指定知的障害者通勤寮の事業の専用の居室の定員の合計数と同数とすること。

(2) 指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額 (第4号)

「指定施設支援の内容」については、助言及び指導の内容はもとより、行事及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。「入所者から受領する費用の額」については、基準第57条第1項及び第3項に規定する額等を指すものであること。

(3) 施設の利用に当たっての留意事項 (第5号)

入所者が指定施設支援の提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。

(4) 非常災害対策(第6号)

基準第62条において準用する基準第33条の非常災害に関する具体的計画を指すものであること

(5) その他施設の運営に関する重要事項としては、苦情解決の体制等がある。

6 準用(基準第62条)

基準第62条により、基準第10条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第26条から第29条まで、第31条から第43条までの規定は、指定知的障害者通勤寮について準用されるものであるため、第3章第3節の1から6まで、8から11まで、13及び14、16から19、21から31までを参照されたい。

(準用)

第六十二条 第十条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第二十六條から第二十九條まで、第三十一条から第四十三條までの規定は、指定知的障害者通勤寮について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(知的障害者入所更生施設の経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する知的障害者入所更生施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第七条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(知的障害者入所授産施設の経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存する知的障害者入所授産施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第四十八条第一項第一号

の規定を適用する場合には、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(知的障害者通勤寮の経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に存する知的障害者通勤寮の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第五十六条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。